

不支払事案について診断書取得費用相当額のお支払いを開始します

当社は、保険金・給付金等のご請求に際し、当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず保険金・給付金等がお支払いできなかった場合、診断書取得費用相当額をお客さまにお支払いする取扱いを下記のとおり開始いたします。

1. お支払い対象

当社所定の診断書で保険金・給付金等をご請求いただいたにもかかわらず、お支払い要件に該当しないため、保険金・給付金等を全くお支払いできなかった場合。

診断書取得費用相当額のお支払いについては、当社所定の要件を満たす必要があります。

2. お支払いする金額

診断書の種類	お支払いする金額
死亡証明書、障害診断書 特定疾病診断書、介護保障用診断書 リビング・ニーズ特約専用診断書	10,500円
入院・手術等証明書（診断書） 通院証明書	5,250円

医療機関にお支払いされた取得費用の額に関わらず、上記の金額をお支払いいたします。

3. 取扱開始日

2008年9月1日以降のご請求より適用いたします。

本件に関するお問い合わせ・ご相談
お客さまサービスセンター
0120 324 386（通話料無料）
営業時間：平日 9：15～17：00

以上